

《 申請書記載例 》

提出日を記入してください。

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

| | | | |
|----------------------|--------------------------|------|------------------|
| 令和4年2月10日 阿賀野市長 殿 | | 整理番号 | |
| 住所 | 東京都〇〇区〇〇町 00丁目00番地00号 | フリガナ | アガノ タロウ |
| | | 氏名 | 阿賀野 太郎 |
| | | 個人番号 | 0000000000000000 |
| 電話番号 | 012-345-6789 | 性別 | 男 |
| | | 生年月日 | 明・大 5・3・2 昭・平 |

「個人番号に関する法

住所、氏名、個人番号（マイナンバー）、性別、生年月日、電話番号を記入してください。

おける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられない。この場合、当該寄附金税額控除に関する申告の特例の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する申告書の提出をお願いします。

寄附年月日と寄附金額を記入してください。
※阿賀野市に複数回寄附した場合でも、その都度申請書を提出する必要があります。

| | |
|-----------|----------|
| 寄附年月日 | 寄附金額 |
| 令和4年1月15日 | 50,000 円 |

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けることができます。①及び②に「確定申告をする必要のない」方のみチェックしてください。

| | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| ① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である | <input checked="" type="checkbox"/> |
|--------------------------------------|-------------------------------------|

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 阿賀野市に対する寄附金を支出する年の年分の申告書を提出する義務がない者又は同法第121条
- (2) 阿賀野市に対する寄附金を支出する年の翌年の申告書の提出（当該寄附金に係る寄附金税額控除の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

①と②のどちらも該当する場合のみ、ワンストップ特例の申請が可能です。
※該当しない場合は、確定申告が必要です※

| | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である | <input checked="" type="checkbox"/> |
|-------------------------------------|-------------------------------------|

（注） その年の寄附が「5自治体」以下である場合のみチェックしてください。（寄附回数ではなく、寄附先の自治体数です。）

申請書は、〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所 総務部 市長政策・市民協働課 秘書広報広聴係 へ郵送いたします。

《お問合せ先》

〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町10番15号
阿賀野市役所 総務部 市長政策・市民協働課 秘書広報広聴係
☎：0250-62-2510（内線2221）